

結語

一 考察のまとめ

以上本稿においては、現代型の取引である複合取引について、主としてフランスの議論を参照しつつ、その提起する法的問題を明らかにし、解法の探求を通じて法的構造を明らかにすることを試みた。これによって今後とも契約法学に対し問題を提起し続けるであろう複合取引の法的観点からする更なる考察の足がかりはえられたように思われる。以下においては、まずこれまでの考察の成果を簡単にまとめてみる。

1 複合取引の提起した問題

現代においては、資本主義社会の高度化に伴いより複雑で高度な取引が頻繁になされるようになり、必然こうした取引は民法典や商法典が想定する契約一つでもって完遂することができず、複数の契約が締結されることで始めてその完結を見るものであった。

ところで私的自治の原則および意思自治の原則は私的法律関係の根本原則であり、これら原則のもと契約法は契約自由の原則をはじめとする諸原理に支配されていた。しかしこうした自由主義的な個人主義という思想基盤に支えられた近代私法上の原則に由来する古典的とも言える契約像は、現代において各所でその修正を迫られていた。すなわち、現代の契約実践の多くはこの契約像から大きく乖離し、現代における立法や判例を中心とした契約法の展開は様々な修正を古典的な契約法にもたらしていたのである。こうした中で現代型取引の典型ともいえる複合取引の出現もその例に漏れず、古典的契約法に対し重大な修正を迫っていた。

こうした複合取引は、その提起する法的な問題により、結合の態様に応じてその類型を契約の連鎖と複合契約とに分けることができた。まず契約の連鎖は、異なる当事者間において連鎖する契約それぞれの履行の蓄積が連鎖の末端にある者の債権を満足させ、連鎖の末端にある者は他の契約で生じた不履行により損害を被る構造にあり、ここでは契約の連鎖の参加者ではあるが、契約当事者ではない者の間での契約当事者に準じた関係の設定如何が問われていたのである。次に複数の契約が結ばれ併存するこの複合契約においては、各契約が履行されることでこの一つの取引が達成されるという構造が存在し、ここでは密接に関連する各契約を全く別個独立に扱うのではなく、これらを様々な局面で一体的に扱うことが求められていたのである。

このように複合取引である契約の連鎖と複合契約とは異なる法的な問題を提起するのであったが、これは以下のような構造上の差異に由来していた。まず、契約の連鎖においては、ある契約の不履行が他の契約の不履行をもたらすのに対し、複合契約においては、ある契約の不履行により他の契約の履行が妨げられるわけではない点に違いがあった。次に、契約の連鎖では問題の基点となる地位があくまで第三者であったのに対し、複合契約においては問題の基点となる地位が契約当事者である点に違いがあった。以上から、契約の連

鎖においては、他の契約の不履行により必然的に損害を被ることになる者に契約の当事者に準ずる地位の付与如何が問題になったのに対し、複合契約においては、これを構成する各契約が単一の取引の達成を目的としていることを考慮して、これらを一体的に取り扱い影響関係を認めるか否かが問題となっていたのである。

以上の現代型の取引である複合取引について、本論では契約の連鎖、複合契約のそれぞれの類型が提起する法的問題を明らかにし、フランスでの議論の検討を通じてその解法を探求することで、以下のような方向性をうることができた。

2 契約の連鎖の考察

まず第一部での契約の連鎖の考察により以下のことが明らかになった。すなわち、もともと我が国において契約の連鎖における契約関係にない者の中での契約に準ずる関係の設定如何の問題は、荷物を滅失毀損した運送人に対し同人と直接の契約関係にない荷物の所有者が同人に対し運送契約による制限のない不法行為責任を追及することができるのかという問題と、事実上元請人の監督下で働く下請人の労働者が元請人の安全配慮義務違反を理由に元請人に対し債務不履行責任を追及することができるのかという問題として現れていた。そして我が国の判例および多くの学説は、前者については運送人に対する不法行為責任の追及に運送契約の制限を及ぼすことを、後者については下請人の労働者が元請人に対し安全配慮義務違反に基づいて債務不履行責任を追及することを、おおむね認めていた。こうした我が国における議論から、まず契約の連鎖において成立する不法行為責任に契約による拘束を及ぼすこと、特に運送契約に関する問題との関係では運送契約による不法行為責任の制限の可否が課題として抽出され、またそもそもこうした課題の前提として、請負契約の事例におけるのとは異なり運送契約の事例におけるように契約によってはじめて生ずるような高度な義務の違反による第三者の損害賠償責任の発生如何が問題となった。そしてこうした日本法上の議論に示唆をうるべくフランス法上の議論を検討した結果以下のような解法の方角性をうることができた。

すなわち第一に、債務者が債務不履行をなした場合に常に第三者に不法行為責任の追及が認められるわけではないという考え方が注目に値した。そもそも今日において契約から生ずる義務は、契約当事者間において契約を前提としてのみ生ずる厳密に契約的な義務と、一般第三者間においても成立し、必ずしも契約を前提にしない不法行為法上の義務に近似する義務とに分けられるが、契約責任が本来的には履行の代替物であるとするならば、第三者に不法行為責任の成立を認めることは第三者に対し契約上の義務の履行を認めることになり、契約の相対効原則に反するからである。したがって請負の事例についてはともかく運送契約の事例において第三者に対し不法行為責任の成立を認めることは再考を促されることになった。

第二に、直接訴権を認めるための理論的根拠である。既述のように、履行されなかったのが厳密に契約的な債務である以上、第三者は不履行債務者に対し不法行為責任を追及す

ることはできない。しかし契約の連鎖においてこの債務者と第三者は実質的には履行をなす者と履行を受ける者との関係にあることから、ここに両者の間に直接訴権を認める必要性と有益性が生じ、そこで両者の間に契約責任の成立が主張される。このとき債務者の債務不履行と第三者の損害との間の因果関係は両契約において債務が同一である場合に確保され、この債務の同一性という基準が直接訴権成立の範囲を画すると考えられた。そしてこうした直接訴権の承認は不法行為責任の成立が想定されていなかった場合にも契約責任の成立を認めるという意義をも有し、我が国の不履行債務者の契約による第三者の不法行為責任の制限の可否という問題は契約責任成立の承認を通じた直接訴権付与の可否の問題へと進化することが促されたのである。

第三に契約当事者概念の再構成の試みである。そもそも契約の当事者でない者に対し契約の拘束力を及ぼすことはフランス民法典 1165 条の契約の相対効原則に反するため、契約の連鎖内において直接契約関係にない者に対して契約責任の追及等を認めるためには、この第三者を契約当事者に取り込むことが必要となった。そこで現在多くの場面で通用力を失った意思自治の原則が放棄され、法が交換的正義を実現し契約当事者の予見を保護するために契約に拘束力を与えると考え、直接合意を取り交わしていない契約群の構成員に対しても債務の同一性を基準に契約の拘束力を拡大することが主張された。これによれば契約群の構成員は債務者の契約の当事者の一種として加わることになったのである。また契約群の構成員は不履行をなした債務者の契約の制度にのみ服することになる。そしてこうした試みは我が国の議論に対し以下のような示唆を与えた。すなわち、まず契約の当事者概念の修正について、契約の拘束力の根拠にさかのぼった現代的な契約当事者の再考の試みは、取引の複雑化に伴い契約の連鎖など当事者概念の修正を要する局面を多く抱えるに至った我が国の議論にとっても参照に値した。次に直接訴権の服する制度が不履行債務者の契約のみであるとする主張はこれまでの我が国の議論に無い利点をもたらすものであった。また契約の拘束力の根拠それ自体についても、意思を根拠にしつつも同様に困難な局面を多く抱えるに至ったが、なお自覚的な議論に乏しい我が国にとって、貴重な議論の素材になった。

3 複合契約の考察

次に第二部は複合取引のもう一つの類型である複合契約の検討にあてられた。ここでは第一章において、近時のフランスにおける消滅の局面を中心とする契約の相互依存化の展開、すなわち同じ取引を構成するある契約の消滅による他の契約の消滅如何に関する議論を検討し、続く第二章においては、これまで我が国において複合契約における契約間の影響関係の議論の主戦場であった抗弁の接続の議論を影響関係一般の議論の中での再定位を図った上で、前章で得られた示唆を前提に、複合契約における契約間の影響関係一般を規律する複合契約論の構築を試みたのである。

(1)まず第一章では、我が国の第三者与信型消費者信用取引に相当する関連貸付において消

滅の局面等について契約間の相互依存性を認めた 1978 年の消費者保護法の成立から、その後他の様々な取引においても同様に相互依存性を認めた判例および学説上の議論の展開に至る今日までのフランスの議論を検討してきたわけであるが、ここでの考察から我が国の複合契約の議論に対して以下の示唆をうることができた。

このうちまず最も重要なのは、ここでの契約間の相互依存性が消費者保護ではなく、当事者の取引全体を達成しようとの意思、これを各契約よりみれば当該契約を締結した目的に基づいて認められてきたという点であった。結局ここでの問題は、ある契約が消滅したことによって取引が挫折し、同じ取引を構成する他の契約がその締結目的から存在意義を失った場合にこれをいかに消滅させるかに還元することができたのである。この点は我が国の複合契約論の本質を考えるにあたって大きな示唆を与えるものであった。次に相互依存性の根拠を取引当事者の意思に求める以上、相互依存性を認めるにあたって、等価の契約が並存する取引であれば、二当事者かそれ以上かという当事者の数は問題にならなかった。この点は我が国の複合契約論の射程を検討するにあたって参考になるものであった。さらに学説は契約の消滅を認めるにあたって無効や失効によることを主張した。契約の消滅が債務不履行に起因するわけではないからである。この点は法定解除によっている我が国の多くの判例を再考するにあたって参考になるものであった。最後にフランスの判例や学説は、取引当事者の目的を法的な次元に昇華するにあたっての受け皿として、コースや不可分性などの一般法理によってきた。こうした単一の契約を想定していた概念の複合契約の常態化という取引の現代化に伴う修正は我が国の複合契約論の法的根拠の検討に際しても示唆を与えるものであった。

(2)次に第二章においては、もっぱら複合契約に関するこれまでの我が国の議論を対象に検討し、我が国における抗弁の接続の議論の再定位と複合契約論の構築を試み、これにより以下の考察の成果が得られた。

まず抗弁の接続の議論と他の契約の不履行を理由とする契約の解除の議論との関係について。我が国において複合契約である第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続は割賦販売法上明文で規定されているが、平成 2 年の最高裁判決を頂点とする判例は規定外の取引に抗弁の接続を認めることに厳格な態度を示してきた。これに対し平成 8 年の最高裁判決を中心とする判例は、同じ取引を構成する他の契約の債務不履行を理由とする契約の解除を積極的に認める態度を示し、ともに広い意味での契約間の牽連関係の問題について一見すると相矛盾する態度をとっているような状況にあった。しかし両議論の間には両最高裁判決間の表面上の矛盾に現れた以下のような本質的な差異が存在していたのである。

すなわち、今日に至る抗弁の接続に関する立法判例学説上の議論の検討から、抗弁の接続の問題は一面において売買契約に端を発する取引システム内のリスク、すなわち売主からの回収不能のリスクを購入者・与信者のどちらに振り分けるかというリスク配分の性格を持っていると評価できた。つまりある取引について抗弁の接続を認めることはこのリスクを与信者に負わせることまでも含意し、抗弁の接続とは与信者へのリスク負担も含む購

入者・消費者保護の制度だったである。これに対し他の契約の不履行による契約の解除如何の議論は、その目的から無用になった契約の拘束からの開放を目指し、こうした一方当事者へのリスクの転嫁を積極的に意図するものではなかった。そしてこうした議論の本質的な相違こそが両最高裁判決間の表面上の矛盾に現れた両議論の断絶の原因であると思料した。このことはフランスにおいて消滅の局面における契約間の相互依存性の議論がもっぱら無用になった契約からの開放を意図し、それゆえに一般性を獲得したことからも反面的に示唆されたのである。

次に複合契約において相互に依存する複数契約間の影響関係を規律する法理論、複合契約論の構築を試みた。抗弁の接続の議論がその特殊性から一般化に親しまず、複合契約論のモデルたりえないとすれば、取引当事者の意思に基づく契約間の相互依存関係に注目して契約の消滅を認めた他の契約の不履行を理由とする契約の解除の可否に関する議論が複合契約論の基点として注目される。こうした取引当事者の意思に基づいて様々な取引の様々な局面における契約間の影響関係を認めることができるか。

そこで契約間の影響関係に関するフランスの議論から、前章での消滅の局面に関する検討と本章でのそれ以外の局面に関する検討とをあわせて、我が国での複合契約論を構築するにあたって以下のような示唆をうることができた。まず消滅の局面を含む契約間の相互依存性が当事者の各契約を結んだ目的にその淵源を有することが、そしてこの相互依存性は当事者の数に関わりなく同時に存在する複数の等価の契約間一般において認められることが示唆された。ここから平成8年の最高裁判決を複合契約における契約間一般の少なくとも消滅の局面での影響関係を認めた一例とし、様々な複合契約においてもこうした目的を根拠に契約の消滅を認めることができるのではないか。次に契約の消滅方法について前章同様に無効や失効のような存在意義を失った契約にふさわしい消滅方法の採用が示唆された。またフランスにおいては一部の判例および学説により消滅以外の局面においても契約間の相互依存性が認められていた。この点に関する議論は同国においてもその端緒にいたばかりであるが、この議論を受けて我が国においても今後これらの局面における影響関係について積極的に検討する余地が開かれたのではないだろうか。さらに消滅以外の局面も含めた契約間の相互依存性の法的根拠に関する議論を検討した。いずれの見解もその優劣をつけがたかったが、こうした法的根拠が当事者の契約を締結した目的の受け皿となるべきものであることは、我が国において複合契約論の法的根拠を探求する際にも参考になるのではないか。そして以上から複合契約における契約間の影響関係の問題は取引当事者の契約を結んだ目的をその契約の処理にあたっていかに反映していくかに集約でき、複合契約論はこうした目的の契約の処理にあたっての考慮如何にその本質を見出すことができたのである。

二 複合取引の法的構造

以上のように本論においては、現代型の取引である複合取引が、古典的契約法に対し修

正をもたらした他の契約事象同様に、古典的契約像から乖離した契約実践をもたらし、その偏差が従来の契約法に提起した問題について、契約の連鎖および複合契約という複合取引のそれぞれの類型ごとに、その解法を探求してきた。この過程を通じて、複合取引の類型である契約の連鎖および複合契約はそれぞれ、以下のような法的な問題を提起し、古典的契約法上の原則に対して以下のような修正をもたらすことが明らかになったのである。

1 契約の連鎖について

複合取引の類型のうち、まず契約の連鎖は以下のような法的問題を提起し古典的契約法上の原則に対して修正を迫った。

すなわち、契約の連鎖においては、契約が異なる当事者間において連鎖的に締結され、時系列に従い順次履行がなされ、結果各契約の履行の蓄積を連鎖の末端の契約当事者が享受し、取引が完結する構造が存在していた。その結果履行が先行する契約において不履行があった場合には、後行する契約の当事者、多くの場合連鎖の末端にある者はこれにより必然的に損害を被ることになった。両者の間には直接の契約関係がなくとも、履行をなす者とこれを享受する者との関係が存在したのである。そこでこの両者の間に契約関係に準ずる関係の設定如何が、主として契約責任に基づく損害賠償責任の発生如何を通じて、問題となった。

ところで人は合意によってのみ契約上の義務を負うとの意思自治の原則による限り、直接合意を交わしていない者に対して契約の拘束力を及ぼすことは契約の相対効原則により禁じられることになる。しかし契約の連鎖において、ある者が債務の履行を受けることが他の契約の債務者の債務の履行にかかっている関係にある場合(この場合両債務は同じである)、この両者の間に契約当事者に準ずる関係を認めることが要請され、少なくともこの債務について債務者の契約の拘束力を債務の履行を享受する者に対して及ぼし、この者を契約の当事者に取り込むことが求められたのである。そしてこの契約の当事者概念の再構成は以下のような根本的ともいえる古典的契約法の原則の修正の試みをもたらした。すなわち、現代において多くの場面でその通用力に困難を生じた契約の拘束力の根拠としての意思自治の原則を放棄し、法が交換的正義と契約当事者の予見の保護のために契約に拘束力を与えるとする事でこの者にも契約の拘束力を拡大する試みである。結局契約の連鎖の構造は意思自治の原則に基づく契約の相対効原則の放棄と新たな契約の拘束力の根拠を前提とした契約の当事者概念の再構成を迫ったのである。

2 複合契約について

続いて複合取引の類型のうち複合契約は以下のような法的な問題を提起し、古典的契約法上の原則に対し修正を迫っていた。

すなわち、複合契約とは、ある共通の目的のもとに複数の契約が締結され並存し、これら契約全体でもって取引を完遂する構造にある取引であった。ここでは各契約は互いを前

提として相互に依存し、ともに当該の取引全体の達成を目的としていたため、様々な局面においてこれらの一体的な取扱が求められていたのである。例えばこうした複合契約においてその構成要素たるある契約の消滅により当該の取引の達成が不能に帰し、残された契約がその目的から存在意義を失った場合に、その消滅如何が問題となったのがその代表的な局面である。

しかしながら契約法上、契約は他の契約の消滅やそこで生じた不履行等に影響されないのが原則である。しかしこの複合契約においては如上のごとく各契約はその構成要素となって全体としてのこの取引の達成という目的に奉仕する関係にあり、これによりこの契約の自立性ともいうべき原則も以下のような修正を迫られることになった。すなわち、こうした取引構造のもとにおいて各契約はこの取引全体を達成するという目的を考慮して一体的に処理され、これを通じて各契約間に影響関係が認められることが求められたのである。ここでは契約は、他の契約で生じたことにより何らかの変動を強いられるというよりは契約当事者のこうした目的という内在的な原因に基づいて処理されるため、上記原則との根本的な衝突は生じないことになるが、こうした目的を通してであれ、結果として契約外の事態からの影響を受けることになるため、その限りにおいてこの原則は修正を被ることになったのである。

3 総括

以上のように複数の契約が合わさって一つの取引をなす複合取引において、取引の中の構成要素たる地位に置かれた契約は、結合態様を異にする取引類型、すなわち契約の連鎖および複合契約において、それぞれ如上の法的問題を提起し、また従来契約法上の原則に修正を迫っていた。本稿は、優れて現代的な複合取引という取引事象のそれぞれの取引類型が提起する法的問題の解法を探求すること、すなわち古典的契約法および従来契約法学が念頭においてきた契約像から隔たったこうした事象を契約法理論に係留することを試み、さらには契約の相対効原則や契約の自立性ともいうべき原則、さらには意思自治の原則それ自体といったこれら従来契約法上のドグマに対する修正の可能性を提示した。こうした本論での検討を通じて、複合取引の各類型が、ともに契約が寄り集まって取引を構成しながら、その結合態様を異にするため異質の構造を有し、これらそれぞれの構造がそれぞれの法的問題を提起し、それぞれ従来契約法上の原則に対して修正を迫っていることが明らかになった。かくして複合取引の類型のそれぞれが有する法的に有意な構造、すなわち法的構造は明らかになったのである。

三 結びに代えて

以上これまでの本稿における検討により、古典的契約像から乖離した現代取引に顕著な事象である複合取引について、その提起する法的問題、従来契約法原則にもたらす修正の可能性が解明され、これにより複合取引の類型である契約の連鎖と複合契約のそれぞれ

が法的に有意ないかなる構造を有しているのかが明らかになった。しかしながら複合取引の法的構造が明らかになり、複合取引の法的観点からする更なる考察の足がかりがえられたとしても、複合取引には未解決の法的問題が山積している。このことは契約の連鎖、複合契約の各複合取引の種類の提起する法的な問題の解法の探求を経て、それぞれにおいて様々な課題が今後に残されたことから明らかである。現代における契約実践の古典的契約像からの大きな乖離、そして従来の契約法の想定していなかった事象の続発が様々な局面で従来の契約法の修正を含めた対応を現代の契約法学に迫っている中で、複合取引の提起する問題もまた、間違いなくこうした現代の契約法学に課せられた課題の一つであろう。複合取引の法的考察の足がかりとなるための序論的考察を行う本稿が、今後の同取引の法的考察の一つの手がかりとなり、現在新たな契約事象の続発を受け多くの課題に直面する契約法学の一助となれば望外である。

以上